

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

鳥取県規則第六十七号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則(昭和三十一年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「社会事業精神」を「社会福祉精神」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「但し」を「ただし」に改め、同条第四号から第六号までを次のように改める。

四 春季休暇 三月二十一日から四月十日まで

五 夏季休暇 七月二十一日から八月三十一日まで

六 冬季休暇 十二月二十一日から翌年一月十日まで

第七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「成績証明書」を「長の調査書」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「(別記第二号様式)」を削り、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(入学許可)

第八条の二 入学は、入学試験の結果に基づいて院長が許可する。

第九条の見出しを「(保証人等)」に改め、同条第一項中「前条の試験に合格し、」を削り、「誓約書(別記第三号様式)」を「誓約書(別記第三号様式)」に戸籍抄本を添えて」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

目次

- ◇規則 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定
- 昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号の一部改正
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公安規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

規則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

専門科目															
保健															
家政															
保育内容															
小児保健Ⅰ(講義)	小児保健Ⅱ(講義)	小児保健(実習)	精神衛生(講義)	小児栄養(講義)	小児栄養(実習)	家庭管理(講義)	健康(演習)	社会(演習)	自然(演習)	言語(演習)	音楽リズム(演習)	絵画製作(演習)	養護内容(演習)	乳児保育Ⅰ(講義)	乳児保育Ⅱ(演習)
四		一	二	二	一		一	一	一	一	一	一		二	二
						二									

基礎技能		
音楽Ⅰ(演習)	音楽Ⅱ(演習)	図画工作(演習)
二	二	二
	二	

二 履修方法

卒業資格を得るには、次に掲げる教科目及び単位数を履修しなければならぬ。

- 1 一の表の一般教育の項に掲げる教科目 それぞれ同項の共通必修単位数の欄に掲げる単位数 併せて十二単位
 - 2 外国語に関する演習 二単位
 - 3 体育に関する講義及び実技 それぞれ一単位
 - 4 一の表の専門科目の項に掲げる教科目のうち共通必修の科目 それぞれ同項の共通必修単位数の欄に掲げる単位数 併せて四十六単位
 - 5 一の表の専門科目の項に掲げる教科目のうち選択の科目 それぞれ保育所又はその他の施設のコースごとに同項の選択単位数の欄に掲げる単位数 併せて十四単位
- 第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第7条関係)

入 学 願 書

職 氏 名 殿

私は、貴学院に入学したいので、許可してくださるよう関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日

住 所

郵便番号 □□□□-□□

(ふりがな)
氏 名

生年月日

㊤

第2号様式 削除

第3号様式 (第9条関係)

誓約書

職氏名殿

私は、貴学院に入学を許可されましたうえは、関係規則及び指示をかく守ることを誓約します。

年 月 日

本人住所氏名

㊦

上記の者が、貴学院に入学を許可されましたうえは、誓約事項をかたく守らせるとともに、本人に関する一切の責任を負うことを誓います。

年 月 日

保証人住所氏名

㊦

生年月日

本人との続柄

保証人住所氏名

㊦

生年月日

本人との続柄

第4号様式 (第11条、第12条、第18条関係)

退学 (休学・復学) 願

職氏名殿

下記の理由によつて退学 (休学・復学) したいので、許可して下さるようお願いいたします。

年 月 日

氏名

㊦

記

退学 (復学) 希望期日	
又は休学希望期間	
退学 (休学・復学) の理由	

第5号様式 (第20条関係)

試験欠席届

職 氏 名 殿

下記の理由によつて試験を欠席したいので、お届けします。

年 月 日

氏 名

印

記

試験科目	
理由	

第6号様式 (第21条関係)

追 試 験 願

職 氏 名 殿

下記の理由によつて追試験を受けたいので、許可して下さるようお願いいたします。

年 月 日

氏 名

印

記

試験科目	
理由	

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第二十二条関係)」に改める。
 第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第二十二条関係)」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

		水産試験場	林業試験場	蚕業試験場	中小家畜試験場	畜産試験場	果樹試験場	農業試験場	倉品加工研究所	工業試験場	衛生研究所	整肢学園
婦	薬科副医				右以外の職員		船分室	場	課			婦部
	剤 医											
長	長 長 長 長						長	長	長	長		長
婦	院		場									婦
長	長	長	長	長	長		長	長				長
	院		場									園
	長		場									園
A			B				A					B

	都市開発事務所	農業経営大学校	農業改良普及所	土木出張所	地方農林振興局	病
右以外の職員課	課	課	右以外の職員所	右以外の職員	主 幹	右以外の職員
	長 補 佐 課	長 次	長 所	主 係	課 長 補 佐	院 係 課
長 校	長 所	長 校	長	幹 長	課 局	長 課
	長	長				
B	A		B	A		B

鳥取県告示第八百二十八号

告 示

この訓令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則

二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならぬ。

備考 評定者である参事、次長、課長補佐、室長補佐、統括税務専門員、主計員、企画員、医長又は婦長が二人以上置かれている課(室)又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課(室)又は地方機関の長が指名する者を評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならぬ。

地方労働委員会 事務局	課	課	右以外の地方機関	次	所
	課長補佐課	長次	右以外の職員	長機関の長	
右以外の職員課	課長補佐課	長	次長を置かない機関にあつては、機関の長	長機関の長	長
長	長	局	長機関の長	長	長
B	A		B	A	

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十九年八月一日	豊増歯科医院	岩美郡福部村大字細川六六六一

鳥取県告示第八百二十九号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、昭和四十九年十二月一日から施行する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市	二二二人
米子市	一九三人

を

鳥取市	二二二人
米子市	二〇七人

に、

国府町

一八人

を

国府町

二〇人

に改める。

鳥取県告示第八百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
整形外科	赤 松 凱 彦	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院
外 科	民 本 和 男	〃

鳥取県告示第八百三十一号

昭和四十九年八月十五日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（公文地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年四月十一日 鳥取県指令受都計第百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米沢字大沢九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区平林南之町三三番地

永大産業株式会社

代表取締役 深尾照夫

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号を次のように改める。

四 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第一百二十二号）第五条第一項の規定に基づき次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定

により告示する。

昭和四十九年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年十月九日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一番地 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目一五番地 高島悦朗

日野郡溝口町宮原一〇〇六の二番地 山下 泰